

湯沢町総合計画

後期基本計画

2026-2030

概要版

目指す将来像

「君と一緒に暮らす町」



湯沢町町民憲章

「わたしたちのねがい」

美しい自然につつまれた

雪のまち湯沢

きよらかな愛情あふれるまち

すこやかな活力みなぎるまち

さわやかな誰もが訪れたいまち

みんなで力をあわせ

豊かで明るく住みよい

文化の香り高い町を

つくりました

昭和六十年十月制定

令和8年3月

新潟県湯沢町

湯沢町総合計画とは

1 計画策定の趣旨

湯沢町では、令和2年度に新たな「湯沢町総合計画【2021-2030】」を策定し、それに基づく具体的な取組を推進してきました。前期基本計画が令和7年度で最終年度を迎えることから、これまでの取組状況を評価し、現在の湯沢町の状況や取り巻く社会情勢を勘案しながら、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、変化やニーズに対応した新たな取組の方向性を示すことで、多様な主体による計画的で着実なまちづくりを推進するため、令和8年度を初年度とする湯沢町総合計画後期基本計画（以下、本計画という）を策定します。

2 計画の位置づけ

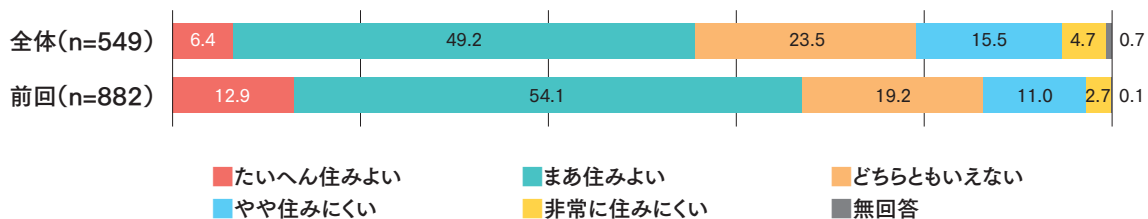
本計画は、本町のまちづくりの方向性を示す最も基本となる計画であり、町政における最上位計画です。基本構想に示す目指すべき将来像の実現に向けて取り組むべき施策の方向性を示すとともに、各分野における個別計画に方向性を与えるものです。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

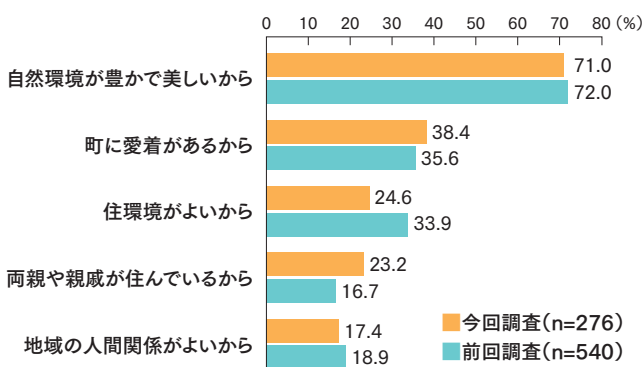
町民意識調査の結果概要

1 湯沢町の住みやすさ

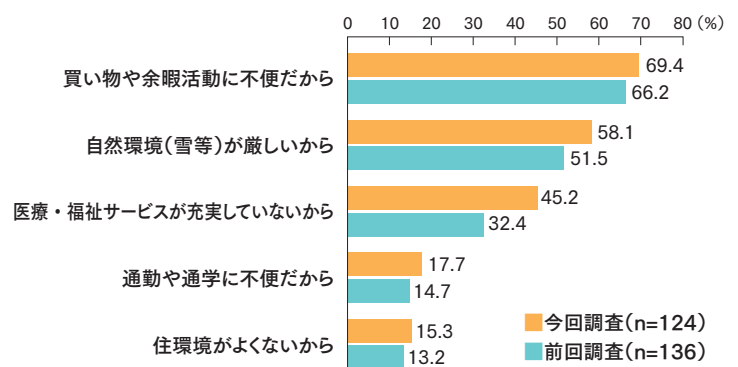


2 湯沢町での定住意向

【住み続けたい理由】



【転出したい理由】



まちづくりの基本理念と目指す将来像

1 まちづくりの基本理念

1 湯沢町らしさを伸ばすまちづくり

四季折々の豊かな自然環境や温泉などの観光資源、また首都圏からアクセスのよい交通基盤や保・小・中一貫の湯沢学園など、地域の特性や強みを活かし、また、新たな地域資源を発掘しながら、湯沢町らしい個性と魅力にあふれるまちづくりを推進します。

2 変化やニーズを捉えたまちづくり

地域社会を取り巻く環境の変化や求められているニーズを的確に捉え、その対応に向けて変革を恐れず、常に新しい試みにチャレンジしながら、より効果的かつ効率的なまちづくりを推進します。

3 多様な主体がつくるまちづくり

町民や地域活動団体、企業・事業所等の多様な主体がまちづくりの方向性を共有し、各主体の自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ能力・機能を発揮しながら、地域の発展と課題解決の担い手として参画する自立と協働のまちづくりを推進します。

2 目指す将来像

本町が目指す将来像を「君と一緒に暮らす町」と設定し、恵まれた豊かな自然環境やこれまで培ってきた地域文化、利便性の高い交通基盤や立地条件等を活かし、多くの人々が湯沢の魅力にふれ、体験し、生活拠点として選択し、お互いを尊重し合い、支え合いながら、自然と共に暮らしていくまちを目指します。

君と一緒に暮らす町



基本政策

1

魅力にあふれ、活力と賑わいのあるまちづくり（産業振興・就労）

湯沢町の四季折々の魅力を再発見し、育み、そのよさを広く伝えていくとともに、町民と観光客とのあたたかな交流を創出することで、多くの人々が年間を通じて、何度も訪れたいくなるまちづくりを推進します。

また、各種産業の生産・経営基盤の強化支援を図りつつ、多様な連携による新しい価値の創出やブランド力の強化を推進し、競争力の高い産業の育成を図るとともに、地域特性を活かした企業誘致、起業支援や新しい働き方を可能とする環境づくりを促進し、町内での働く場の創出を図ります。

1-1 観光の振興

- 観光資源の整備・活用
- 効果的な情報発信
- 交流人口の拡大と関係人口の創出
- 受入れ態勢の強化
- グリーンシーズンにおける誘客の推進
- 推進体制の強化と財源の確保

1-2 商工業の振興と雇用・就労支援の充実

- 経営基盤の強化支援
- 労働力の確保
- 就労支援と雇用環境の整備促進

1-3 農林業の振興

- 生産基盤の整備
- 農林業の担い手の確保
- 高付加価値化の推進と販路拡大
- 多面的機能の維持・発揮

1-4 起業支援・企業誘致の推進

- 起業・創業支援の推進
- 企業誘致等の推進



基本政策 2

地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり（保健・福祉・医療）

一人ひとりが自らの健康状態を把握しつつ、主体的な健康づくりを行うことができる地域づくりを促進するとともに、誰もが地域の中で役割を持ち、様々な分野で活躍できる居場所を創出することにより、心身の健康の確保につなげます。

また、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを推進し、誰もがこのまちで自分らしく安心して暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

2-1 健康づくり・介護予防の推進

- 主体的な健康づくり活動の促進
- 国民健康保険の安定運営
- 食育の推進
- 介護予防の推進
- 疾病の早期発見・早期治療の促進
- 感染症予防・拡大防止対策の強化
- こころの健康づくりの推進

2-2 地域福祉の推進

- 地域支え合い体制の強化
- 福祉人材・専門の人材の確保
- デジタル技術の活用
- 地域における居場所づくり
- 権利擁護の推進
- 包括的な支援体制の強化
- 虐待防止対策の強化

2-3 高齢者福祉の充実

- 生きがい・居場所づくり
- 相談支援・生活支援体制の充実
- 介護保険サービスの充実
- 認知症施策の充実
- 在宅医療・介護の連携強化

2-4 こども・若者と子育て支援の充実

- こども・若者の健やかな成長に向けた支援の充実
- 結婚・出産支援の充実
- 保育サービス・放課後児童クラブの充実
- 困難な状況にあるこども・若者の支援の充実
- 妊娠・出産から切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援の充実

2-5 障がい者支援の充実

- 障がいに対する理解促進
- 社会参加に向けた就労や日中活動等の支援の充実
- 地域生活支援拠点の整備
- 障がい福祉サービス等の充実
- 発達支援・療育体制の充実

2-6 地域医療体制の強化

- 湯沢病院の機能維持
- 役割・機能の分化と連携の強化

基本政策 3

自然と共生し、安全・快適に暮らせるまちづくり（環境・基盤整備・安全安心）

本町の財産でもある豊かな自然を守るため、その大切さや意義を町民や事業者などと共有し、自然環境を保全する取組を総合的に推進するとともに、自然の恵みを楽しみ、調和し、共に暮らしていくまちづくりを推進します。

また、道路や橋梁、上下水道といった社会インフラの整備・長寿命化や公共交通の充実を図り、安全・安心な生活環境の整備を推進するとともに、災害発生時をはじめ、様々な危機が発生した際に迅速かつ適切な判断・行動と被害を最小限に抑えるための環境整備を推進します。

3-1 自然環境の保全と共生

- 自然環境保全活動の促進
- 森林・農地の多面的機能の維持・活用
- 自然との共生や景観に配慮した土地利用の推進

3-2 循環型社会の形成

- 環境負荷の低減に向けた取組の推進
- ごみの適正処理の推進
- 再生可能エネルギーの利活用促進

3-3 生活環境の整備

- 住環境の整備
- 雪対策・除雪支援体制の強化
- 公園・緑地の適正管理と緑化の推進
- 上下水道の整備
- コンパクトなまちづくりの推進
- 外国人対応の推進

3-4 道路環境・公共交通の充実

- 道路・橋梁の整備・維持管理
- 冬期間の道路の安全確保
- 公共交通の充実

3-5 防災・減災対策の充実

- 平時からの準備促進
- 情報提供・伝達体制の整備
- 災害時避難行動支援・避難所等の充実
- 地域防災体制の強化
- 治山治水、耐震化等整備の推進

3-6 防犯・交通安全対策の充実

- 防犯・交通安全意識の啓発
- 防犯・交通安全活動の活性化支援
- 防犯・交通安全設備の整備

基本政策 4

個性を伸ばし、文化を育むまちづくり（教育・文化）

次代を担う子どもたちが一人ひとりの個性や能力を伸ばし、「生きる力」を身につけることができるよう、質の高い学校教育を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域ぐるみで子どもの健やかな心身を育みます。

また、生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりを推進し、活動を通じた多様な交流機会を創出するとともに、地域固有の文化を保存・継承する活動を支援し、まちの個性のさらなる醸成と郷土に対する誇りや愛着を育みます。

4-1 学校教育の充実

- 「生きる力」を育む教育の推進
- 国際教育・情報教育の推進
- 教育環境の整備・充実
- 特色ある教育の推進
- 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実
- 地域との連携強化

4-2 家庭・地域の教育力の向上

- 家庭教育支援の充実
- 地区館活動の活性化
- 青少年教育・健全育成の推進
- 地域における教育活動を担う人材の育成・確保

4-3 生涯学習・スポーツの推進

- 生涯学習機会の充実
- 生涯スポーツ機会の充実
- 幅広い参加の促進とつながりの創出
- 図書・学習環境の充実
- 指導者・担い手の育成・確保

4-4 芸術・文化の振興

- 芸術・文化活動の活性化
- 童画のまちづくりの推進
- 郷土の歴史文化の継承と文化財の保護・活用
- 地域文化に対する愛着・誇りの醸成とブランド力の向上



基本政策 5

新たな時代に対応した、地域ぐるみのまちづくり（行財政運営・コミュニティ）

魅力的な環境の整備と効果的なプロモーションにより、若者の移住・定住を促進するとともに、様々な分野における先端技術の活用や多様性を認め合う共生社会の形成、新しい生活様式への対応など、時代の変化を捉えた柔軟で持続可能なまちづくりを推進します。

また、コミュニティ活動の活性化を図りつつ、地域課題を共有しながら、多様な主体が参画する協働の町政運営を図るとともに、効率的・効果的な事務事業の実施や創意工夫による財源の確保、職員の資質・能力向上を図りつつ、目指す将来像の実現に向けた戦略的な投資を行うなど、限られた資源を有効活用した効果的な施策の推進を図ります。

5-1 若者の移住・定住促進

- 魅力づくりとプロモーションの推進
- 就労・生活スタイルの提案と実現に向けた支援
- まちへの誇り・愛着の醸成

5-2 先端技術の活用促進とDXの推進

- 新技術等を活用した付加価値の創造支援
- 地域課題解決への活用の推進
- 情報通信環境の整備促進
- 町民及び観光客の利便性向上と安全の確保
- 電子自治体・DXの推進

5-3 人権尊重・男女共同参画の推進

- 人権尊重の推進
- 男女共同参画の推進
- 多文化共生社会の形成
- 犯罪による被害者やその家族などへの支援
- 再犯防止対策の推進

5-4 多様な協働による町政運営の推進

- 地域活動団体等の活動支援と連携強化
- 広報・広聴活動の推進
- 町民参画機会の確保・充実
- 専門機関・高等教育機関等との連携・協働
- 関係人口の創出・拡大

5-5 持続可能で健全な施策の推進

- 戦略的・効果的な事業展開の推進
- 財源の確保と有効活用
- 職員の確保・定着と資質・能力向上及び適正配置
- 広域行政の推進



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

湯沢町総合計画 後期基本計画 2026-2030【概要版】

発行／湯沢町役場 企画観光課

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

TEL:025-784-4850 FAX:025-784-3582